

## 議案第4号

### 連盟規約改訂の件

この度、連盟規約を再度改訂しましたのでご報告します。

連盟規約の改訂については、同規約附則において、「規約第15条に定める役員会の議を経て行うものとする」となっており、コロナ禍のため4月15日開催のTV会議による臨時役員会において、規約の改訂が承認されております。

主な規約改訂のポイントは下記のとおりです。

1. (総会) 第9条

- ・「会長が欠ける場合の幹事長代行」については、適宜対応することとして関連文面を削除する。
- ・辞任手続を規約に明記する。

2. (役員) 第14条

- ・役員解任の手続を明記する。

規約の改訂は次のとおりです。改訂規約は、付属資料及び連盟ホームページに掲載しております。

現行	(総会) 第9条 当連盟の通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に召集する。 2 総会は連盟会長が召集する。 3 総会の議長は、連盟会長がこれにあたる。 <u>ただし、会長に事故あるとき、または欠けるときは、幹事長が代行する。</u> 4 総会の決議は、出席した会員の過半数をもってこれを行う。
改訂	(総会) 第9条 当連盟の通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に召集する。 2 総会は連盟会長が召集する。 3 総会の議長は、連盟会長がこれにあたる。 <b>(現行の下線部を削除する)</b> 4 総会の決議は、出席した会員の過半数をもってこれを行う。 5 常任幹事の辞任による常任幹事選任の必要がある場合など、必要に応じて臨時総会を開催することができる。召集、議長、決議などは本条2から4による。 <b>(5項を新設)</b>

現行	(役員) 第14条 役員が次のいずれかに該当するときは、年次総会において、出席会員の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。 (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったと認められるとき
改訂 (下線を 新設)	(役員) 第14条 <u>任期中において役員が健康上の理由等、何らかの理由により辞任を申し出た場合で、新たな常任幹事選出が必要な場合には臨時総会を開催し、新たな常任幹事を選任する。</u> 2 <u>会長等の役職者は、臨時総会後の役員会の決議によって選任する。</u> 3 役員が次のいずれかに該当するときは、年次総会において、出席会員の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。 (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったと認められるとき